諏訪中央病院組合　フロアマット等賃貸借契約（長期継続契約）
特記仕様書

業務名
　諏訪中央病院組合　フロアマット等賃貸借契約（長期継続契約）

業務箇所
　茅野市玉川４３００、４３００番地９
　　諏訪中央病院
　　介護老人保健施設やすらぎの丘
　　諏訪中央病院看護専門学校
　　介護老人福祉施設ふれあいの里

履行期間　令和８年度から令和１０年度まで
　　毎年度４月１日から３月３１日まで

業務の概要
　諏訪中央病院組合の各施設のフロアマット等をレンタルする。

参考規格、数量等
〇諏訪中央病院

品名	規格（cm）	場所	数量	周期	図表番号
フロアマット	１５０×２４０	正面玄関	3	月２回	①
フロアマット	１５０×２４０	救急車搬入口	1	月２回	②
フロアマット	１２０×１８０	ドック健診センター入口	1	月２回	③
フロアマット	１２０×１８０	時間外出入口	1	月２回	④
フロアマット	７５×９０	中央監視室出入口	1	月２回	⑤
フロアマット	９０×１５０	中央監視室出入口	2	月２回	⑥
フロアマット	７５×９０	食堂エスカァル厨房入口	1	月２回	⑦
フロアマット	７５×９０	ドック女子更衣室前	1	月２回	⑧
フロアマット	９０×１５０	ドック男子更衣室前	1	月２回	⑨
フロアマット	９０×１５０	急患室入口	1	月２回	⑩
フロアマット	７５×９０	薬剤部入口	1	月２回	⑪
フロアマット	１２０×１８０	栄養科通用口	1	月２回	⑫

品名	規格（cm）	場所	数量	周期	図表番号
フロアマット	９０×１５０	女性職員更衣室前	1	月２回	⑬
フロアマット	９０×１５０	調剤室前	1	月２回	⑭
フロアマット	９０×１５０	栄養科入口	1	月２回	⑮
フロアマット	１５０×１８０	職員出入口	1	月２回	⑯
フロアマット	１５０×１８０	サービスヤード	1	月２回	⑰
フロアマット	７５×９０	霊安室横	1	月２回	⑱
フロアマット	９０×１５０	栄養科洗浄室	1	月２回	⑲
モップ	34×56	地下調剤室、1階調剤室 外来リハビリ、 2階南、小児産科女性 ３階西、3階洗濯室、3階北 3階リハビリ２本 4階西、４階南、4階東、4階北 PCU	15	月２回	

○介護老人保健施設やすらぎの丘

品名	規格（cm）	場所	数量	周期	図表番号
フロアマット	７５×９０	厨房前室	1	月２回	①
フロアマット	７５×９０	通用口	1	月２回	②
フロアマット	７５×９０	一般浴	1	月２回	③
フロアマット	７５×９０	特浴	1	月２回	④
フロアマット	１５０×２４０	脱衣場	2	月２回	⑤
フロアマット	１２０×１８０	玄関	1	月２回	⑥
フロアマット	９０×１５０	東部サービスセンター通用口	1	月２回	⑦
フロアマット	１５０×２４０	浴室	3	月２回	⑧
フロアマット	１２０×１８０	東部サービスセンター出入口	2	月２回	⑨

○諏訪中央病院看護専門学校

品名	規格（cm）	場所	数量	周期	図表番号
フロアマット	９０×１５０	玄関	2	月２回	①
フロアマット	１５０×２４０	玄関	1	月２回	②
フロアマット	７５×９０	４階テラス前	1	月２回	③
フロアマット	９０×１５０	男女更衣室２枚ずつ	4	月１回	④
フロアマット	90×500	玄関	1	月２回	⑤
モップ	34×73.5	学校各所	8	月２回	

〇介護老人福祉施設ふれあいの里

品名	規格（cm）	場所	数量	周期	図表番号
フロアマット	６５×８０	職員出入口	1	月２回	①
フロアマット	９０×１５０	２階パントリー	1	月２回	②

・規格のマットの取り扱いがない場合は、前後５ｃｍ程度の大きさのものを同等品とする。
・設置するフロアマットについては吸着剤を用い、靴裏の汚れを十分に除去可能な物品を設置すること。また厨房、浴室等水気の多いところに設置するフロアマットについては吸着剤のないものを設置すること。

その他
・入札書にはすべての施設で使用するフロアマット、モップの賃貸借料を合計した単年度業務価格×３年間の賃貸借料を税抜で記載すること。
・本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度双方で協議のうえ決定する。

本業務の契約は、地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約とし、
この入札及び契約にあたっては、発注者及び受注者に以下の条件を付すものとする。

長期継続契約に係る特約事項

第１条　この契約は、この契約に係る歳出予算が議会で可決され、当該歳出予算の執行が可能になったとき、契約の効力が生じる。

第２条　発注者は、翌年以降において発注者の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除があった場合は、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

第３条　発注者が特に認めた場合は、更に３年を限度に契約を更新することができる。ただし、この場合の契約金額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以上